

データセクション株式会社臨時取締役会議事録

下記の提案事項に関して、取締役全員が同意の意思表示をしたため、会社法第 370 条及び定款第 24 条の規定により、各提案事項を可決する旨の取締役会の決議があったとみなされた。これを証するため、本議事録を作成する。

1. 取締役会の決議があったとみなされた日

2025 年 9 月 10 日（水曜日）

2. 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 第三者割当による募集新株予約権発行の件

AI データセンター事業における設備投資資金及び運転資金等の調達を目的とし、第 4 号議案に係る臨時株主総会における定款変更に関する議案及び新株予約権の発行に関する議案がいずれも株主総会決議による承認を得られることを条件として、割当予定先である First Plus Financial Holdings Pte. Ltd. (以下、「First Plus 社」という。) に対して、次の要領により第三者割当による募集新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）の発行を行うこと。なお、本新株予約権の払込金額及び行使価額の決定にあたっては、株式会社赤坂国際会計から取得した別紙 1 <省略> の算定書において、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるとの説明が、代表取締役社長である石原紀彦氏より事前になされている。また、これに対して、監査等委員である取締役土田誠行氏より、監査等委員会の意見として、今回の第三者割当が、①調達資金を活用した戦略投資等を通じて今後の当社グループの事業成長、財務基盤の拡充及び割当先との関係強化等を図ることによって、当社グループの企業価値向上及び既存株主の利益にも繋がると考えられる点、②新株予約権の行使価額及び対象株式数の双方を固定することで、将来的な株価の変動による潜在株式数の変動を回避する設計である点、③株主総会に付議される新株予約権の発行に関する議案の承認による株主の意思確認の手続きが行われる点等から、希薄化の規模が合理的であり、割当先、調達資金の使途及び希薄化規模等を踏まえて、本議案について賛成する旨の表明も事前になされている。さらに、監査等委員である取締役土田誠行氏より、監査等委員会の意見として、当該算定機関は、当社と継続的な取引関係は無いことから当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている当該算定機関の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同等額の払込金額を決定していることから、有利発行でないとの見解についても一定程度理解できるものの、行使価額を本発行決議日前取引日の終値である 2,666 円より 53.11% ディスカウントしていること、当期中のローンチを目指しているオーストラリアの大型パイプライン（以下、「第 2 号案件」という。）の受注が未確定であり、受注が確定した場合の開示が株価動向に影響を及ぼし得ること等を踏まえると、払込金額についても有利な金額による発行に該当する可能性も否めない旨も事前に説明がなされている。加えて、監査等委員である土田誠行氏より、今回の第三者割当の割当予定先である First Plus 社は会社法 244 条の 2 第 1 項に規定する特定引受け人に該当するが、2025 年 7 月 10 日付で公表した第 1 号の AI データセンター案件及び第 2 号案件のプロジェクト資金に充当するための資金需要が迫っていること、今後の当社グループの事業成長を推進するための資金調達の必要性があること、First Plus 社の当社

の事業に対する理解と当社との関係及びその保有方針から同社は割当予定先として相当であること、本新株予約権の発行価額は第三者機関の評価結果を踏まえた妥当なものであること、本新株予約権の発行に際しては、既存株主の意思を確認するために株主総会特別決議による承認を得ることが条件とされており、既存株主への配慮がなされていること等を踏まえて、会社法第 244 条の 2 第 1 項に規定する特定引受人に該当する First Plus 社に対する本新株予約権の割当ての必要性及び相当性が認められる旨の意見が表明されている。

■ 第 23 回新株予約権募集新株予約権の要領
別紙 2 の当社第 23 回新株予約権発行要項のとおり

第 2 号議案 総数引受契約書締結の件

第 1 号議案の第三者割当による募集新株予約権発行を実行するため、本新株予約権発行の条件となっている金融商品取引法による発行登録の効力発生、発行登録追補書類の提出、並びに第 4 号議案記載の臨時株主総会における定款変更に関する議案の承認及び新株予約権の発行に関する議案の承認による株主の意思確認を条件として、別紙 3 <省略> の総数引受契約を First Plus 社との間で締結すること。

第 3 号議案 第三者割当契約締結の件

第 1 号議案の第三者割当による募集新株予約権発行を実行するため、別紙 4 <省略> の第三者割当契約を First Plus 社との間で締結すること、その他本新株予約権の発行に関して必要な一切の行為をなし、これに付随して必要な事項を決定する権限を代表取締役に一任すること。

第 4 号議案 臨時株主総会開催及び付議議案の決定についての件

本新株予約権の発行は東京証券取引所の有価証券上場規程第 432 条に規定される大規模増資に該当するため、同条 2 号に従い、当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認の手続きとして、株主総会の普通決議による承認が必要であること、本新株予約権の払込金額は、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に定める特に有利な金額による発行に該当する可能性があることから、既存株主の意思を確認するためにも、株主総会の特別決議による承認を本新株予約権の発行の条件と決定したこと、及び当社の現在の授権資本枠が本新株予約権が全て行使された場合に当社が発行することとなる当社普通株式の総数に不足し、当社定款の定める発行可能株式総数を増加する必要があることから、下記のとおりの臨時株主総会を招集すること。なお、その他の招集に関する事項は、後日開催の取締役会において定めるものとする。

記

- | | |
|----------|-------------------------|
| (1) 開催日時 | 2025 年 10 月 17 日 |
| (2) 開催場所 | 未定 |
| (3) 決議事項 | |
| 第 1 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 2 号議案 | 第三者割当による第 23 回新株予約権発行の件 |

3. 2の事項を提案した取締役の氏名

代表取締役社長 石原紀彦

4. 議事録の作成に係る職務を行った取締役

代表取締役社長 石原紀彦

以上

2025年9月10日

データセクション株式会社 代表取締役社長 石原紀彦

データセクション株式会社第23回新株予約権発行要項

1. 本新株予約権の名称

データセクション株式会社第23回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2. 申込期間

2025年10月17日

3. 割当日

2025年10月17日

4. 払込期日

2025年10月17日

5. 募集の方法

第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をFirst Plus Financial Holdings Pte. Ltd.に割り当てる。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式44,000,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}} = \text{調整後割当株式数}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第10項第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

440,000 個

8. 各本新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個当たり金 1,840 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は、以下のいずれかとし、その価額は、行使に際して出資される当社普通株式 1 株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。

① 金銭

② 当社及びFirst Plus Financial Holdings Pte. Ltd. の間の 2025 年 8 月 4 日付極度方式基本契約（極度額は 35,000,000 米国ドル。その後の変更を含む。）に基づき、同社が当社に対して有する貸金元本債権及び当該貸金元本債権に係る利息債権

(2) 本新株予約権の行使価額は、1,250 円とする。但し、行使価額は第 10 項に定める調整を受ける。本項第(1)号②に従い米国ドル建ての金銭債権が出資される場合においては、かかる金銭債権の価額は、本新株予約権の行使日の直前の営業日における株式会社三菱 UFJ 銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値に基づいて日本円に換算されるものとする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\begin{array}{lcl} \text{調整後} & = & \text{調整前} \\ \text{行使価額} & & \times \end{array} \begin{array}{c} \frac{\text{既発行株式数}}{+ \quad \text{既発行株式数}} \times \frac{\text{新発行・処分株式数}}{\text{新発行・処分株式数}} \times \frac{1 \text{ 株当たりの払込金額}}{1 \text{ 株当たりの時価}} \\ \hline \end{array}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、並びに会社分割、株式交換、株式交付若しくは合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある

場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式の分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数とする。

③下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日とし、無償割当の場合は効力発生日とする。）以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

⑤本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{調整前行使価額により} \\ \text{当該期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号②の場合には、

行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

②その他当社の普通株式数の変更、変更の可能性が生じる事由等の発生又は株主への配当により行使価額の調整を必要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権を行使することができる期間

2025年10月20日から2026年10月19日までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日を最終日とする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の発行後に、本新株予約権の取得が必要であるとして当社取締役会が決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って30取引日前までに通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日（但し、当該組織再編行為の効力発生日よりも前の日とする。）に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(3) 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所において上場廃止となる場合には、上場廃止が決定した日から2週間後の日（銀行営業日でない場合には、その翌銀行営業日とする。）に、本新株予約権1個当たりの払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。

(4) 本要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要な事実を

構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。

14. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

15. 本新株予約権の行使請求の方法及び効力発生時期

(1) 本新株予約権を行使する場合には、振替機関（第 22 項に定義する。）又は社債、株式等の振替に関する法律（以下「社債等振替法」という。）第 2 条第 4 項に定める口座管理機関（以下「口座管理機関」という。）に対し行使請求に要する手続きを行い、第 11 項記載の本新株予約権の行使期間中に振替機関により第 18 項に定める本新株予約権の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）に行使請求の通知が行われることにより行われる。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭の場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、本新株予約権の行使に際して出資される金銭の価額の全額を振替機関又は口座管理機関を通じて現金にて第 19 項に定める本新株予約権の行使に関する払込取扱場所の当社の指定する口座に振り込むものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭債権の場合には、前号の行使請求に要する手続きに加えて、当該金銭債権を給付するものとする。

(3) 本新株予約権の行使請求は、本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭の場合には、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に効力が発生するものとし、本新株予約権の行使に際して出資される財産が金銭債権の場合には、第 18 項記載の行使請求受付場所に対する行使通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭債権の全額が給付された日に効力が発生するものとする。

(4) 本新株予約権の行使請求を行った者は、その後これを撤回することができない。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

17. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当予定先との間で締結される予定の第三者割当契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価、当社株式の流動性及び株価変動性（ボラティリティ）、当社に付与されたコール・オプション、割当予定先の権利行使行動及び割当予定先の株式保有動向等について一定の前提を置いて第三者算定機関が評価した結果を参考に、本新株予約権 1 個の払込金額を金 1,840 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項に記載のとおりとした。

18. 行使請求受付場所

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店

20. 新株予約権行使による株式の交付

当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の2銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替によって株式を交付する。

21. 社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用等

本新株予約権は、その全部について社債等振替法第163条の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた新株予約権であり、社債等振替法第164条第2項に定める場合を除き、新株予約権証券を発行することができない。また、本新株予約権及び本新株予約権の行使により交付される株式の取扱いについては、振替機関の定める株式等の振替に関する業務規程その他の規則に従う。

22. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

23. その他

(1) 上記各項については、金融商品取引法による発行登録の効力発生、発行登録追補書類の提出、並びに2025年10月17日開催予定の当社臨時株主総会における発行可能株式総数の増加に係る定款変更に関する議案及び本新株予約権の発行に係る議案の承認を条件とする。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役に一任する。

以上